

同月過誤

同月過誤では、過誤申立と再請求を同一審査月に行うことができます。

例：2月利用分について、算定不可の加算20,000円分を含む50,000円の請求していたため、5月審査で正しい請求額30,000円に調整する場合

同月過誤申立：2月利用分介護報酬 50,000円（算定不可の加算報酬20,000円を含む）

事業者請求：4月利用分介護報酬 300,000円

2月利用分介護報酬 30,000円（再請求）

